

## 熊本市議会会議規則の一部を改正する規則案

熊本市議会会議規則（平成25年議会規則第1号）

改正後（案）	現行
<p>第1条～第88条 略 （定足数に関する措置）</p> <p>第89条 開会時刻後相当の時間を経ても、なお出席委員が定足数に達しないときは、委員長は、閉会を宣告することができる。</p> <p>2 会議中に定足数を欠くに至るおそれがあると認めるときは、委員長は、<b>委員（委員同士が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法（以下「オンライン」という。）によって、出席している委員を含む。）</b>の退席を禁じ、又は会議室外の委員に出席を求めることができる。</p> <p>3 略</p> <p>第90条～第115条 略 （不在委員）</p> <p>第116条 表決の際、会議室にいない委員<b>（オンラインによって、出席している委員を除く。）</b>は、表決に加わることができない。</p> <p>第117条～第149条 略</p> <p>別表～様式第四号 略</p>	<p>第1条～第88条 略 （定足数に関する措置）</p> <p>第89条 開会時刻後相当の時間を経ても、なお出席委員が定足数に達しないときは、委員長は、閉会を宣告することができる。</p> <p>2 会議中に定足数を欠くに至るおそれがあると認めるときは、委員長は、<u>委員の</u>_____退席を禁じ、又は会議室外の委員に出席を求めることができる。</p> <p>3 略</p> <p>第90条～第115条 略 （不在委員）</p> <p>第116条 表決の際、会議室にいない委員_____は、表決に加わることができない。</p> <p>第117条～第149条 略</p> <p>別表～様式第四号 略</p>

**附 則****この規則は、公布の日から施行する。**